

17 管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職を占める職員に支給する。	条例第9条
(1) 支給範囲	別表第1に掲げる職を占める職員	規則7—18第1条 〔昭和44年通知 第361号〕
(2) 支給額	給料表の別並びに職務の級及び別表第1の職欄の区分に応じ、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (ア) (イ) の職員以外の職員 別表第2の管理職手当欄に定める額（注）とする。 (注) 1 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 2 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員（60歳を超える職員等）にあっては、当分の間、別表第2の管理職手当欄に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。 (イ) 定年前再任用短時間勤務職員（注）又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員 別表第3の管理職手当欄に定める額に、職員勤務時間条例第2条第3項若しくは第4項又は学校職員勤務時間条例第3条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (注) 1 暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員にあっては、別表第3の管理職手当欄に定める額（育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。 2 暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなす。	規則7—18第2条 規則7—18 第2条の2
(3) 支給方法等	(ア) 給料の支給方法に準じて支給する。 (イ) 月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（公務災害又は通勤災害（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員又は公益的法人等退職派遣者の派遣先のものを含む。）による病気休暇又は休職の場合を除く。）は、支給することができない。	規則7—18—69 附則第2項 規則7—18—69 附則第3項 規則7—18第3条

別表第1

組 織		職	区分
知事	本庁	部長 会計管理者 局長	1種
		医療健康局長 国際経済・観光局長 理事 技監	2種
		危機管理監 デジタル政策推進監 副部長 副局长	3種
		参考事 技術参考事 課長(担当課長を除く。) 局長代理 室長	4種
		課長(担当課長に限る。) 専門監 部(局)副参考事 部(局)技術副参考事	5種
		総括課長補佐及び総括室長 補佐(人事委員会が定める 者に限る。)	7種
公務研修所		所長	1種
		副所長	4種
公文書館		館長	4種
県税事務所(仙台中央県税事務所を除く。)		所長	4種
		地域事務所長	5種
仙台中央県税事務所		所長	3種
		副所長	4種
		部長	5種
		扇町出張所長	7種
消防学校		校長	3種
		副校長	4種
防災ヘリコプター管理事務所		所長	4種
環境放射線監視センター		所長	4種
東京事務所		所長	1種
		副所長	4種

保健環境センター	所長	3種
	副所長	4種
	部副部長	5種
食肉衛生検査所	所長	4種
	所長	
動物愛護センター	所長	3種
	地域事務所長	4種
	保健医療監督長	
	副所長	
保健福祉事務所	技術副所長	5種
	部長	
	支所長	
保健所	所長	4種
	副所長	5種
	技術副所長	
	部長	
子ども総合センター	支所長	5種
	所長	
児童相談所	所長	4種
	支所長	
女性相談支援センター	所長	4種
さわらび学園	園長	
リハビリテーション支援センター	所長	
精神保健福祉センター	所長	
大阪事務所	所長	4種
	名古屋産業立地センター所長	7種
地方振興事務所	所長	1種
	地域事務所長	
	副所長	3種
	地域事務所副所長	
	部長(畜産振興部長を除く。) 地域事務所部長(畜産振興部長を除く。)	4種
産業技術総合センター	畜産振興部長	5種
	副部長	
	地域事務所畜産振興部長	
	地域事務所副部長	
副所長	所長	1種
	副所長	3種

	研究連携推進監局	4種
	部長	5種
計量検定所	所長	4種
高等技術専門校（仙台高等技術専門校を除く。）	校長	
仙台高等技術専門校	校長	3種
	副校長	4種
障害者職業能力開発校	校長	
松島公園管理事務所	所長	6種
農業大学校	校長	3種
	副校長	4種
農業改良普及センター	所長	4種
農業・園芸総合研究所	所長	3種
	副所長	4種
	総務部長	
	企画調整部長	
	部長（総務部長及び企画調整部長を除く。）	5種
古川農業試験場	場長	3種
	副場長	4種
	部長	5種
病害虫防除所	所長	4種
家畜保健衛生所	所長	4種
畜産試験場	場長	4種
	部長	5種
王城寺原補償工事事務所	所長	4種
水産技術総合センター（気仙沼水産試験場を除く。）	所長	3種
	副所長	4種
	技術副所長	5種
水産技術総合センター気仙沼水産試験場	場長	4種
	部長	5種
林業技術総合センター	所長	4種
	部長	5種
土木事務所（仙台土木事務所及び気仙沼土木事務所を除く。）	所長	3種
	副所長	4種
	地域事務所長	
	技術副所長	5種
	ダム管理事務所長	6種

仙台土木事務所	所長	1種	
	副所長	3種	
	部長	4種	
気仙沼土木事務所	所長		
	ダム管理事務所長	6種	
港湾事務所	所長	4種	
ダム総合事務所	所長	4種	
	ダム管理事務所長	6種	
労働委員会事務局	事務局長	1種	
	理事	2種	
	副事務局長	3種	
	参考事課長	4種	
	局副参考事	5種	
	総括課長補佐（人事委員会が定める者に限る。）	7種	
地方機関	研究管理監	4種	
	専門監	5種	
	総括次長、副園長、副校長、部総括次長及び局総括次長（人事委員会が定める者に限る。）	7種	
県議会	事務局	事務局長	1種
		理事	2種
		副事務局長	3種
		参考事課長	4種
		局副参考事	5種
		総括課長補佐（人事委員会が定める者に限る。）	7種
教育委員会	教育庁	教育監理	2種
		副教育長	3種
		参考事技術参事	4種
		課長（担当課長を除く。）	
		参考事室長	
		課長（担当課長に限る。）	
		専門監	
府	副参考事	府副参考事	5種
		府技術副参考事	

	総括課長補佐及び総括室長補佐（人事委員会が定める者に限る。）	7 種
教育事務所	所 長	4 種
多賀城跡調査研究所	所 長	
県立高等学校、県立中学校及び県立特別支援学校	校 副 校 長 長	6 種
	教 事 務 頭 長 事 務 部 長 事 務 室 長 主幹（人事委員会が定める者に限る。）	7 種
海洋総合実習船	船 長	5 種
図書館	館 長	1 種
	副 館 長	3 種
	企 画 管 理 部 長	4 種
	資 料 奉 仕 部 長	5 種
総合教育センター	所 長	3 種
	副 所 長 企 画 管 理 部 長	4 種
	教 育 推 進 部 長	5 種
自然の家	所 長	4 種
東北歴史博物館	副 館 長	3 種
	管 理 部 長	4 種
	部 長（管理部長を除く。）	5 種
美術館	副 館 長	3 種
	管 理 部 長	4 種
	部 長（管理部長を除く。）	5 種
市町村立中学校、市町村立小学校及び市町村立義務教育学校	校 副 校 長 長	6 種
	教 頭	7 種
地方機関	総括次長（人事委員会が定める者に限る。）	7 種
学校以外の教育機関	総括次長（人事委員会が定める者に限る。）	
人事委員会	事 務 局 長	1 種
	理 事	2 種
	副 事 務 局 長	3 種
	参 課 事 長	4 種
	局 副 参 事	5 種

		総括課長補佐（人事委員会が定める者に限る。）	7 種
監査委員	事務局	事務局長	1 種
		理事	2 種
		副事務局長監査	3 種
		技術参事課	4 種
		監査専門監局副参事局技術副参事	5 種
		総括課長補佐（人事委員会が定める者に限る。）	7 種
県警察	本部	部長 首席監察官 組織犯罪対策局長 サイハーセキュリティ統括官 参考事官	3 種
		参考事 課長 企画官 公安委員会補佐室長 上席監察官 監察官 機動警ら隊長 機動捜査隊長 鉄道警察隊長 機動隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 科学捜査研究所長 監査室長 犯罪被害者支援室長 健康管理センター所長 交通事故総合分析室長 高齢運転者等支援室長 管理官（人事委員会が定める者に限る。） 航空空隊長	4 種
		管理官（人事委員会が定める者を除く。）	5 種

	会 計 調 査 官 施 設 調 査 官 自 動 車 整 備 工 場 長 相 論 調 査 官 情 報 管 理 調 査 官 給 与 調 査 官 教 養 調 査 官 上 席 研 究 官 交 通 管 制 官	
警察学校	校 長	3 種
	副 校 長	4 種
市警察部	部 長	3 種
	課 長 管 理 官	4 種
警察署	署長（人事委員会が定める者に限る。）	3 種
	署長（人事委員会が定める者を除く。） 副署長（人事委員会が定める者に限る。）	4 種
	副署長（人事委員会が定める者を除き、警視の階級にある者に限る。） 会計官（人事委員会が定める者に限る。）	5 種
運転免許センター	所 長	

別表第2

ア 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
10 級	1 種	1 3 9, 3 0 0 円
9 級	1 種	1 3 0, 3 0 0 円
	2 種	1 1 9, 9 0 0 円
8 級	3 種	9 4, 0 0 0 円
	4 種	8 4, 6 0 0 円
7 級	4 種	7 9, 7 0 0 円
	5 種	6 6, 4 0 0 円
	6 種	5 3, 1 0 0 円
	7 種	4 4, 3 0 0 円。ただし、県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校の事務部長の職で人事委員会が定める職員にあっては 5 3, 1 0 0 円。
6 級	4 種	7 4, 8 0 0 円
	5 種	6 2, 3 0 0 円
	6 種	4 9, 9 0 0 円
	7 種	4 1, 6 0 0 円。ただし、県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校の事務部長の職で人事委員会が定める職員にあっては 4 9, 9 0 0 円。
5 級	5 種	5 9, 5 0 0 円
	6 種	4 7, 6 0 0 円
	7 種	3 9, 7 0 0 円
4 級	6 種	4 4, 4 0 0 円
	7 種	3 7, 0 0 0 円

イ 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	3 種	9 5, 7 0 0 円
8 級	4 種	8 1, 8 0 0 円
7 級	4 種	8 0, 5 0 0 円
	5 種	6 7, 1 0 0 円
6 級	5 種	6 4, 6 0 0 円
5 級	5 種	6 1, 0 0 0 円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	5 4, 6 0 0 円。ただし、県立高等学校及び県立特別支援学校(以下「県立高等学校等」という。)の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては 7 2, 8 0 0 円又は 6 3, 7 0 0 円。
3 級	6 種	5 2, 9 0 0 円
	7 種	4 4, 1 0 0 円。ただし、県立高等学校等の教頭の職で人事委員会が定める職員にあっては 5 2, 9 0 0 円。

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	52, 100円 (市町村立義務教育学校の校長の職にあっては60, 800円)。ただし、県立中学校、市町村立中学校及び市町村立小学校（以下「県立中学校等」という。）の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては69, 500円又は60, 800円、市町村立義務教育学校の校長の職で人事委員会が定める職にあっては69, 500円。
3 級	6 種	52, 500円
	7 種	43, 700円。ただし、県立中学校等の教頭の職で人事委員会が定める職員にあっては52, 500円。

オ 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当
5 級	1 種	129, 300円
	2 種	119, 000円
	3 種	103, 400円
	4 種	93, 100円
4 級	4 種	80, 600円
	5 種	67, 200円
	6 種	53, 700円
	7 種	44, 800円
3 級	7 種	40, 600円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	137, 700円
	2 種	126, 600円
	3 種	110, 100円
	4 種	99, 100円
3 級	4 種	92, 500円
	5 種	77, 100円
2 級	4 種	85, 900円
	5 種	71, 600円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当
7 級	4 種	79, 700円
	5 種	66, 400円
6 級	4 種	74, 800円
	5 種	62, 300円
	6 種	49, 900円
	7 種	41, 600円
5 級	7 種	39, 300円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当
6 級	4 種	78, 000円
	5 種	65, 000円
5 級	6 種	47, 400円
	7 種	39, 500円

## 備考

別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額

別表第3

## ア 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
10 級	1 種	1 3 3, 6 0 0 円
9 級	1 種	1 1 2, 9 0 0 円
	2 種	1 0 3, 9 0 0 円
8 級	3 種	7 9, 8 0 0 円
	4 種	7 1, 8 0 0 円
7 級	4 種	6 5, 6 0 0 円
	5 種	5 4, 7 0 0 円
	6 種	4 3, 8 0 0 円
	7 種	3 6, 5 0 0 円。ただし、県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校の事務部長の職で人事委員会が定める職員にあっては4 3, 8 0 0 円。
6 級	4 種	5 7, 8 0 0 円
	5 種	4 8, 2 0 0 円
	6 種	3 8, 5 0 0 円
	7 種	3 2, 1 0 0 円。ただし、県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校の事務部長の職で人事委員会が定める職員にあっては3 8, 5 0 0 円。
5 級	5 種	4 4, 3 0 0 円
	6 種	3 5, 4 0 0 円
	7 種	2 9, 5 0 0 円
4 級	6 種	3 3, 5 0 0 円
	7 種	2 7, 9 0 0 円

## イ 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	3 種	8 3, 8 0 0 円
8 級	4 種	6 9, 5 0 0 円
7 級	4 種	6 2, 9 0 0 円
	5 種	5 2, 5 0 0 円
6 級	5 種	4 8, 8 0 0 円
5 級	5 種	4 6, 6 0 0 円

## ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	5 1, 0 0 0 円。ただし、県立高等学校等の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては6 8, 0 0 0 円又は5 9, 5 0 0 円。
3 級	6 種	4 1, 5 0 0 円
	7 種	3 4, 6 0 0 円。ただし、県立高等学校等の教頭の職で人事委員会が定める職員にあっては4 1, 5 0 0 円。

エ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	49, 800円（市町村立義務教育学校の校長の職にあっては58, 000円）。ただし、県立中学校等の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては66, 300円又は58, 000円、市町村立義務教育学校の校長の職で人事委員会が定める職にあっては66, 300円。
3 級	6 種	40, 700円
	7 種	33, 900円。ただし、県立中学校等の教頭の職で人事委員会が定める職員にあっては40, 700円。

オ 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当
5 級	1 種	98, 300円
	2 種	90, 500円
	3 種	78, 700円
	4 種	70, 800円
4 級	4 種	59, 900円
	5 種	49, 900円
	6 種	39, 900円
	7 種	33, 300円
3 級	7 種	28, 900円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	115, 900円
	2 種	106, 700円
	3 種	92, 700円
	4 種	83, 500円
3 級	4 種	70, 300円
	5 種	58, 600円
2 級	4 種	60, 500円
	5 種	50, 400円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当
7 級	4 種	65, 600円
	5 種	54, 700円
6 級	4 種	57, 800円
	5 種	48, 200円
	6 種	38, 500円
	7 種	32, 100円
5 級	7 種	28, 700円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当
6 級	4 種	59, 900円
	5 種	49, 900円
5 級	6 種	35, 300円
	7 種	29, 500円

備考

別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額